

生活自立サポートセンター

相談無料・秘密厳守

生活に関わる悩みは、いろいろな問題が複雑に絡み合って、解決したくてもどこから手を付ければよいのか、誰に相談すればいいのかわからないことがあります。

生活自立サポートセンターでは、相談員が問題を一緒に整理しながら必要な支援計画を作成し、関係機関と連携して困りごとを解決していきます。相談員が関係機関へも同行するので、安心してご相談ください。



支援メニュー

【住居確保給付金の支給】就職に向けた活動を要件に一定期間家賃相当額の支給を行います。(資産収入要件あり)

【自立相談支援】ご本人やご家族の相談を受けて、支援員と一緒に自立に向けた支援を行います。

【一時生活支援】住居がない方に対して、本会が提携している旅館やホテルで一時的に衣食住の提供を行います。

【子どもの学習支援】経済的に困難を抱える家庭の子どもに対し学習支援や相談支援を行います。

【家計改善支援】家計改善支援員が家計の見える化や必要な貸付のあっせん等を行い、収支のバランスを整えます。



まずは、お気軽にお電話ください。

ご相談・お問い合わせ

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 生活自立サポートセンター 会津事務所

電話：0242-23-7445 FAX：0242-23-7724

EMAIL：support-aizu@fukushimakenshakyo.or.jp

開設時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始は除く）午前8時30分～午後5時15分

日常生活自立支援事業

あんしんサポート

社会福祉協議会では、日常生活上の判断に「不安」がある方の、くらしの「あんしん」をお手伝いします。

- ・通帳などをしまった場所を忘れてしまう。
- ・計画的なお金のやりくりがうまくいかない。
- ・福祉サービスなどの手続きが分からない。
- ・一人暮らしの父（母）の生活が心配だ。

利用対象者

認知症・知的障害・精神障害などにより、日常生活を送る上での判断に**不安**がある方。

※ご本人が契約内容を理解できる程度の判断能力を維持していることが前提となります。契約内容の理解などが出来ない場合は、成年後見制度などご本人にふさわしい援助につなぐ支援をします。



主なサービス内容

①福祉サービスの利用援助

福祉サービスに関する情報提供や利用及び中止などの手続き、利用料の支払い手続き、苦情解決制度の利用に関する支援など。

②日常的な金銭管理サービス

銀行などに出向いて日常的に必要な生活費の出入金を支援します。医療費や公共料金等の支払、口座引き落とし手続き、その他日用品の代金の支払い手続きなど。

③書類などの預かりサービス

預金通帳や印鑑・年金証書・保険証書・その他社会福祉協議会が適当と認めた書類などを貸金庫等で保管します。

利用料

- ・サービス利用1回1時間当たり1,200円（以降30分超過ごとに400円加算）
- ・その他、生活支援員の交通費、貸金庫利用の場合の実費などががかかります。

※生活保護対象の方は無料

※平均月1～2回程度の利用で、月額1,200円～2,400円程度の利用料となります。

※相談から契約までは費用はかかりません。

お問い合わせ・お申込み

三島町社会福祉協議会

電話 52-3344

月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分まで

